

2026 (R8) 年度 教養学部比較文化学科 学校推薦型選抜 (一般) 講評

【出題の意図】

「差別のない社会」をめざすための積極的な取り組みであるアファーマティブ・アクションについて、アメリカ合衆国が辿ってきた試行錯誤の歴史をひもときながら論じた南川文里氏の著書『アファーマティブ・アクション—平等への切り札か、逆差別か—』（中央公論新社、2024年）の一部をもとに出題した。近年、アファーマティブ・アクションについては日本の高校教科書でも取り上げられるようになってきているが、差別是正のための法的な整備がすぐに人種主義にもとづく社会体制の解体につながるわけではないことや、その過程で新たな人種主義として注目されるようになった「制度的人種主義 (institutional racism)」を受験生に理解させ、さらに日本社会の人種、民族、ジェンダー、経済状況、教育、地域などによる不平等や差別の現状について考えさせることを意図した。

出題にあたっては、構造的な差別の現状や取り組みについて、抽象的な概念の理解と、時事問題に対する関心、そしてそれらの問題に対する論述の力を問うことを目的とした。

【評価のポイント】

問1は、読解問題である。アメリカで「制度的人種主義」が問題視されるようになった背景や既存の人種主義と異なる点について字数制限内での確にまとめることが求められる。

著者は、1960年代におけるブラック・パワー運動の中でストークリー・カーマイケルなどによって「制度的人種主義」が提唱されたこと、それは、人種的な憎悪による直接的な暴力だけでなく、制度的欠如や貧困、差別など、明白に人種差別とは言い難いが、「合理的な」基準にもとづいて設定された社会的制度によって、人種マイノリティを不利な環境へと追い込み、人種不平等を再生産する構造を可視化するための概念であることを述べている。「制度的人種主義」について、これらの論点が過不足なく200字以内で述べられていることが求められる。

問2は、読解力、論述力とともに、受験生の時事問題に関する知識を問う設問である。「制度的人種主義」の考えを踏まえ、日本社会における人種、民族、ジェンダー、経済状況、教育、地域などによる差別の状況についての自身の理解と見解を述べることを求めている。

したがって、「制度的人種主義」という概念が、差別を単に意図や行為の問題としてではなく、構造や制度の問題として捉える視点を与えてくれることを理解したうえで、その考えをもとに日本社会における構造的な不平等や差別の問題について自身が経験したことやメディアの報道を通して見聞きした事例を用いて説明するとともに、それについての見解を論理的に記述することを解答として期待した。

【解答の傾向】

問1については、「制度的人種主義」の「制度」が何を指すのかを十分に理解できていない答案が多く見られた。公民権運動を経て直接的な差別は禁止されたものの、「合理性」を基準に設定された社会的制度によって特定の人口集団 (マイノリティ) が差別される構造が存在することを明確に指摘した解答が少なく、「新しい人種差別」や、「これまでの人種主義とは違うもの」などの漠然とした解答が多かった。

問 2 については、日本における制度的な（構造的な）差別について制度的差別の例を具体的に指摘する必要があるが、差別是正や「相互理解」のための施策、社会的弱者に対する支援を論じるものが多かった。日本社会のジェンダーや在日外国人への差別など、様々な具体例が挙げられていたが、それらをどのように解決するかを論じる解答が多く（知識を深める、異文化交流するなど）、その構造について論じた解答はほとんどなかった。また、「日本では（人種・民族的な）差別が少ない」という現状認識に基づく答案が散見されたが、どのような点で日本では差別が少ないと言えるのかを説得的に論じた答案はなかった。

一方で、「理系の女子枠」の問題や在日外国人をめぐる差別の問題、地域間のインフラの格差の問題などについて具体的な事例を挙げて論じた解答に高い評価をした。

普段から新聞報道や論評などで時事問題に触れ、日本、さらに世界の様々な問題を自分に関わるものとして考えて問題意識を持つとともに、自分の意見を構築する習慣を身につけながら学習に励んで欲しい。また、論文の出題傾向として、中期の英語問題のテーマにも目を向けるとよいだろう。